

大和市スキー協会規約・規定

大和市スキー協会規約

大和市スキー協会表彰規定

大和市スキー協会旅費規定

大和市スキー協会慶弔規定

大和市スキー協会

大和市スキー協会規約

(名 称)

第1条 本協会は、大和市スキー協会と称する。

(目 的)

第2条 本協会は、正しいスキー技術の普及発展を図り、併せて市民の体位、体力向上に努めることを目的とする。

第3条 本協会は、前条の目的に賛同する市内のスキー愛好団体、もしくは個人をもって組織する。

2 本協会は、総務部、普及部、強化部の3部を設置する。

1 総務部は、登録業務、連絡業務、その他庶務的業務を行う。

2 普及部は、スキーの普及発展のための各種事業を行う。

3 強化部は、本協会内の競技の強化及び基礎スキーの強化を計るための各種事業を行う。

(事務局)

第4条 本協会は、事務局を理事長宅に置く。

(事 業)

第5条 本協会は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

1 各種教室、競技会、研修会等の開催。

2 基礎スキー、競技スキー等に係る諸技術の研究及び指導。

3 神奈川県スキー連盟に加盟すること。

4 本協会の活動に係る諸記録の作成。

5 その他本協会の目的達成に必要な事業。

(役 員)

第6条 本協会に次の役員を置く。

1 会 長 1名

2 副 会 長 2名以内

3 理 事 長 1名

4 副理事長 2名以内

5 会 計 1名

6 理 事 各クラブ2名以内

7 評 議 員 市協会登録人員10人に対し1名とし、10人に満たない人員については切り上げとする人員

8 監 事 2名

その他必要に応じ、顧問、参与を置くことができる。

(役員を選出、任務、任期)

第7条 会長、副会長、理事長及び副理事長は前年度最終理事会にて選出し理事は各クラブ推薦

とし、県ブロック技術員及び指導者親睦会幹事長は特別理事とし、普及部に所属する。また、運営上必要と認めた場合は若干名を会長推薦とし、評議員会で承認を必要とする。顧問参与は本協会の発展に功労のある者より選出する。

- 2 会長は、本協会を代表し会務を統括する。副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、これを代理する。理事長は、会長の命を受け業務を遂行する。副理事長は、理事長を補佐し理事長事故あるときは、これを代理する。
- 3 理事は、理事長、副理事長を補佐し会務を遂行する。
- 4 会計は、協会の財務を遂行する。
- 5 監事は、会計及び業務執行を監査する。また、不整の事実がある時は報告のため、理事会を召集する事ができる。
- 6 顧問、参与は会長の諮問に応じ、本協会の発展に寄与する。
- 7 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする

(会 議)

第8条 会議は、理事会と評議員会とし、会長が招集し、当該役員の過半数の出席をもって成立する。議事は、出席者の過半数の同意を得て決定する。ただし、特別理事の出席は理事長が必要と認めたとき及びブロック技術員、指導者親睦会の報告、連絡等がある場合は出席する。

- 2 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、会計、理事及び必要に応じて監事で構成する
- 3 評議員会は、第6条の役員で構成する。

第9条 評議員会は、本協会の最高議決機関とする。

- 2 評議員会は、次の事項を審議決定する。

- 1 事業計画
- 2 予算及び決算
- 3 規約改正
- 4 会費の決定
- 5 役員の決定
- 6 その他重要事項

- 3 評議員会は、毎年5月に行う。又、会長が必要と認めた時はこれを臨時に招集する事が出来る。

第10条 理事会は、本協会の執行機関とする。

- 2 本協会の執行を補佐するため、普及委員及び強化委員をもうけることができる。各委員は、理事長、副理事長、普及部長及び強化部長が推薦し理事会の承認を必要とする。なお、委員長は、普及、強化部長が兼ねる。

(会 計)

第11条 本協会の経費は、会費、助成金、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

- 2 会員は、評議員会において定められた会費を納入しなければならない。
- 3 会計年度は、毎年5月1日より翌年4月30日までとする。

(入会・退会)

第12条 本協会の入会・退会は、評議員会の承認を必要とする。

2 登録は、個人、実業団及びスキー愛好団体とする。

1 個人については、協会登録のみとする。

2 実業団については、在勤者とする。ただし、転勤の場合は、理事会の承認を得た者についてはこのかぎりでない。

3 スキー愛好団体については、クラブ員の半数以上が市内在住又は在勤者とする。

(付 則)

第13条 本協会の事務等に関する細則は、理事会の議決をもって理事長が定める。

2 本規約は昭和56年7月10日改正施行する。

3 本規約は昭和59年5月31日改正施行する。

4 本規約は昭和60年5月17日改正施行する。

5 本規約は昭和63年6月10日改正施行する。

6 本規約は平成元年6月2日改正施行する。

7 本規約は平成2年6月1日改正施行する。

8 本規約は平成3年6月14日改正施行する。

9 本規約は平成12年6月15日改正施行する。